

新宿区における指定特定相談支援事業者・

指定障害児相談支援事業者の指定事務について

1 指定申請のスケジュール

指定は毎月1回行います。

原則として、申請書類が受理された翌々月の1日付けで指定を行います。指定を希望する月の前々月の末日までに必要書類をご提出ください。

(例) 8月1日指定を受けたい場合 ⇒ 6月30日までに提出 ≪必着≫

2 指定申請に係る手続き及び申請書類について

指定申請を行う際は、①法人の定款変更、②基準に基づく人員及び設備の確保が必要となります。(①については別紙「障害福祉サービス事業等の定款表記について」、②については別添1参照)

指定申請は、「サービスの種類ごと」「事業所ごと」にさせていただきます。

申請の際には必要な書類は、主として申請書と、その他添付資料です。(別添2参照)

申請の受付は、新宿区福祉部障害者福祉課福祉推進係で郵送又は窓口への持参で行います。

申請前に、下記問合せ先までご相談ください。

3 受理・審査

受付時に提出された申請書類の記載事項等に不備がなければ、基本的に申請を受理します。ただし、不備があった場合は、再度提出をお願いします。

申請書を受理した後に、指定基準(人員、設備及び運営基準)を満たしているかどうか、具体的な審査を行います。

審査の過程で不明な点等があった場合は、担当より事業者の方に確認等の問い合わせを行います。

4 指定の決定

審査の結果、基準を満たすと判断された事業者は、指定事業者として決定します。

5 区の事業所台帳への登録

申請書類の情報を区の事業所台帳に登録し、申請者、事業所の名称及び所在地等の情報を管理します。

6 都の事業所台帳への登録

区から都へ事業所登録の依頼を行い、都の事業所台帳へ登録をします。事業所番号は都で付番し、区へと通知されます。

7 指定の通知

指定にあたっては、法人宛に区長印を押印した「指定通知書」を発行します。

指定の有効期間は、原則として6年間です。有効期間が終了するまでの間に、更新の手続きを行う必要があります。(別添3参照)

なお、審査の結果、指定基準に達しなかった申請については、申請を却下します。また、申請者には「却下通知書」を発行します。

8 公示

指定した事業者については、次の項目について公示します。

- ・指定等に係る事業者の名称及び主たる事業所の所在地
- ・指定等に係る事業所の名称及び所在地
- ・指定の年月日
- ・サービスの種類（指定等に係る指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類）
- ・事業の主たる対象者
- ・事業所番号

9 情報提供

区が指定した事業者の情報については、ホームページに掲載し、情報の提供を行う予定です。

10 変更の届出等

指定を受けた後に、変更等が生じた場合は、その内容に応じて以下の期日までに所定の様式によりその旨を届け出てください。(別添4参照)

- ・事業所の名称、所在地、その他の変更があった場合……………変更した日から10日以内
- ・休止中の事業を再開した場合……………再開した日から10日以内
- ・指定相談支援事業を廃止、休止する場合……………廃止、休止する日の1カ月前まで

<問合せ先>

新宿区福祉部障害者福祉課福祉推進係

TEL 03-5273-4516

FAX 03-3209-3441